

小桜剣道後援会規約

第1条 総則

本会は小桜剣道後援会(以下、後援会という)と称し、事務所を株式会社三陽商店(長井市清水町2丁目1-18)内に置く。

第2条 活動

後援会は小桜剣道スポーツ少年団(以下、団という)及び小桜錬心会(以下、錬心会という)に所属する子供たちが剣道を中心とする各種活動を支援し、併せて会員相互の連帯感を強めることを目的とする。

1. 団及び錬心会活動への費用助成
2. 参加する各種大会への随行審判等人的支援
3. あやめ杯への協賛
4. 団及び錬心会と後援会相互の連携を図るために必要な事業
(ア) 稽古場である長井市武道館や活動備品の維持管理
(イ) 後援会A会員(第3条)に属する者の木札を適宜保持管理
5. 広報活動
(ア) 団及び錬心会の活動をまとめた会報を作成し会員への配布を行なう(1回/年度)
(イ) 団及び錬心会の広報活動(ホームページの運営・管理、新聞やメディアへの対応など)
6. その他本会が必要と認めた事業

第3条 組織

本会の会員は次のA、Bの各会員とする。

1. A会員 団及び錬心会のOB、OG。
2. B会員 賛助会員(元育成会会員及び趣旨に賛同する者)

第4条 役員

後援会には次の役員を置く。

会長 1名 副会長 2名 監事 1名 代議員A/B会員各2名
事務局 若干名

第5条 役員を選出

1. 会長、副会長、監事及び事務局は会員の互選により選出する。
2. 監事は第4条に規定する会員の中から選出し代議員会の承認を得た上で、会長が委嘱する。

第6条 役員の仕事

1. 会長は、本会を代表し会務を統括する。
2. 副会長は、会長を補佐し会務に支障がある時は、その職務を代行する。
3. 事務局は各種連絡を行い、会計を管理する。
4. 監事は本会の業務及び会計を監査する。

第7条 役員任期

1. 役員任期は6月のあやめ杯から翌年のあやめ杯^{※1}までの1年とする。但し再任を妨げない。
2. 後援会役員に欠員が生じた場合、それを補充する。ただしその任期は前任者の残任期間とする。

第8条 会議

1. 本会の会議は総会、代議員会、役員会とし、会長が招集してその運営に当たる。
2. 総会は、第4条に規定する会員の出席により年1回開催し、事業計画、事業報告、予算決算、役員を選任及びその他本会の運営に関し必要と求められる事項について審議し決定する。
3. 代議員会は正副会長及び代議員をもって構成し、総会に代わる最高議決機関とする。
4. 代議員会は構成員の3分の2以上の出席者をもって成立し、過半数をもって議決する。欠席の場合は委任状をもって出席者に代えることができる。
5. 諸般の事情により総会を開きがたい場合は、代議員会がこれに代わるものとする。
6. 代議員会での決定事項は、会員に文書及びその他連絡方法により周知するものとする。
7. 役員会は正副会長及び事務局から構成され、本会の事業計画、予算決算及び会則の改廃その他重要な事項を企画立案し、かつ、会務の執行に当たる。

第9条 会計・会費

1. 本会の経費は、会費、寄付金、その他の収入金をもってあてる。
2. 本会の会費は次のとおりとする。尚既納の会費は返還しない。
(ア) A会員 年会費 一口500円を一口以上納入するものとする。
(イ) B会員 年会費 一口1,000円を一口以上納入するものとする。
3. 会計年度は6月のあやめ杯から翌年のあやめ杯^{※1}までとする。
4. 会費の納入は6月30日までとし、毎年更新を行う。
5. 前項に定める会費の額及び納入期日については、必要に応じて総会又は代議員会において変更できるものとする。

附則

本規約は平成21年7月1日より実施する。

第一回の総会を平成21年6月に開催する。

総会までの事務局を発起人会で代行する。尚発起人会は役員会の発足を持って解散する。

改定履歴

※1:年度の区切りを4/1～3/31→あやめ杯～翌年のあやめ杯までとする。(2010年6月27日)